

第79号議案

ふじみ野市立公民館条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立公民館条例（平成17年ふじみ野市条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表第1 ふじみ野市立上福岡公民館の項を削り、同表ふじみ野市立大井中央公民館亀居分館の項位置の欄を次のように改める。

ふじみ野市大井中央一丁目15番11号

別表第2の1の表中「、上福岡公民館」を削り、同表上福岡公民館の部を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1 ふじみ野市立大井中央公民館亀居分館の項位置の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

令和2年8月31日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立文化施設の設置に伴い、ふじみ野市立公民館条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。